

税の申告が始まります

国税務課市民税係 ☎72-2111
会場 久留米税務署 ☎32-4461



令和3年分確定申告と令和4年度市県民税の申告受付を行います。必要な人は忘れずに申告してください。

申告に関するお願い

- 収支内訳書や医療費控除の明細書などの添付書類は、事前に作成してください
- 確定申告書の控えに受付印は押印されません
- 生涯学習センターでの所得税の申告は、**簡易なもの**に限ります。次の人は、久留米税務署で申告してください。
 - ・ 家や土地を売却した譲渡所得がある人
 - ・ 営業、不動産所得、株式などの譲渡・配当所得がある人
 - ・ 青色申告、住宅ローン控除(1年目)、雑損控除がある人

久留米税務署で申告する人へ

今年の確定申告は、2月1日(火)から受付を開始します。当日に会場で整理券を配布しますが、LINEで事前発行もできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

特設会場の設置期間

2月1日(火)
～3月31日(木)



【市内の申告相談の日程・会場】

● 確定申告(所得税)

期日(祝日を除く)	会場	対象地区	受付時間
2月16日(水)～18日(金)	生涯学習センター	小郡校区	午前9時 ～午後3時30分 ※開館は 午前8時30分
2月22日(火)～25日(金)		大原・東野校区	
3月1日(火)～4日(金)		のぞみが丘・三国校区	
3月8日(火)～10日(木)		立石・御原・味坂校区	

★市ホームページで会場の待ち人数が確認できます。



● 市県民税申告

※所得税の確定申告は受付できません。医療費控除を受ける人は、あらかじめ明細書を作成してください

期日	会場	対象地区	
		午前9時～11時30分	午後1時～3時30分
1月27日(木)	小郡交流センター	寺福童、今朝丸、開1	東福童、西福童、開2
2月1日(火)	ふれあい館三国	みくに野団地、古賀、美鈴の杜	力武、三沢、あすみ、新島、西島
2月2日(水)		三国が丘1・2、横隈、大保	津古、希みが丘、美鈴が丘
2月3日(木)	緑の里くろつち会館	乙隈、佐野古、松崎、井上、上岩田	花立、今隈、吹上、立石、干潟、下鶴
2月4日(金)	稲穂の里みはら館	古飯、宝城北、二夕	稲吉、下岩田、二森
2月7日(月)	ポピーの里あじさか館	平方、光行、八坂、赤川	上西、宝城南、下西
3月11日(金) 15日(火)	生涯学習センター	全校区	

申告のときに必要なもの

□ 令和3年中の所得が証明できるもの

給与所得者・年金受給者

源泉徴収票、給与明細票など

その他の所得者

収支計算書、現金出納帳、売掛帳など

□ 本人確認書類 マイナンバーカード

持っていない人(①②から1つずつ持参)

① 通知カード、住民票の写しなど

② 運転免許証、健康保険証など

□ 所得税の還付を受ける場合

金融機関の口座情報(申告者名義)

□ 生命保険料・地震保険料控除を受ける場合

支払額証明書

□ 医療費控除 ※事前に明細書を作成してください

(1) 医療費控除を受ける場合

医療費控除の明細書、医療保険者の医療費通知

(2) セルフメディケーション税制を受ける場合

セルフメディケーション税制の明細書

□ 社会保険料控除を受ける場合

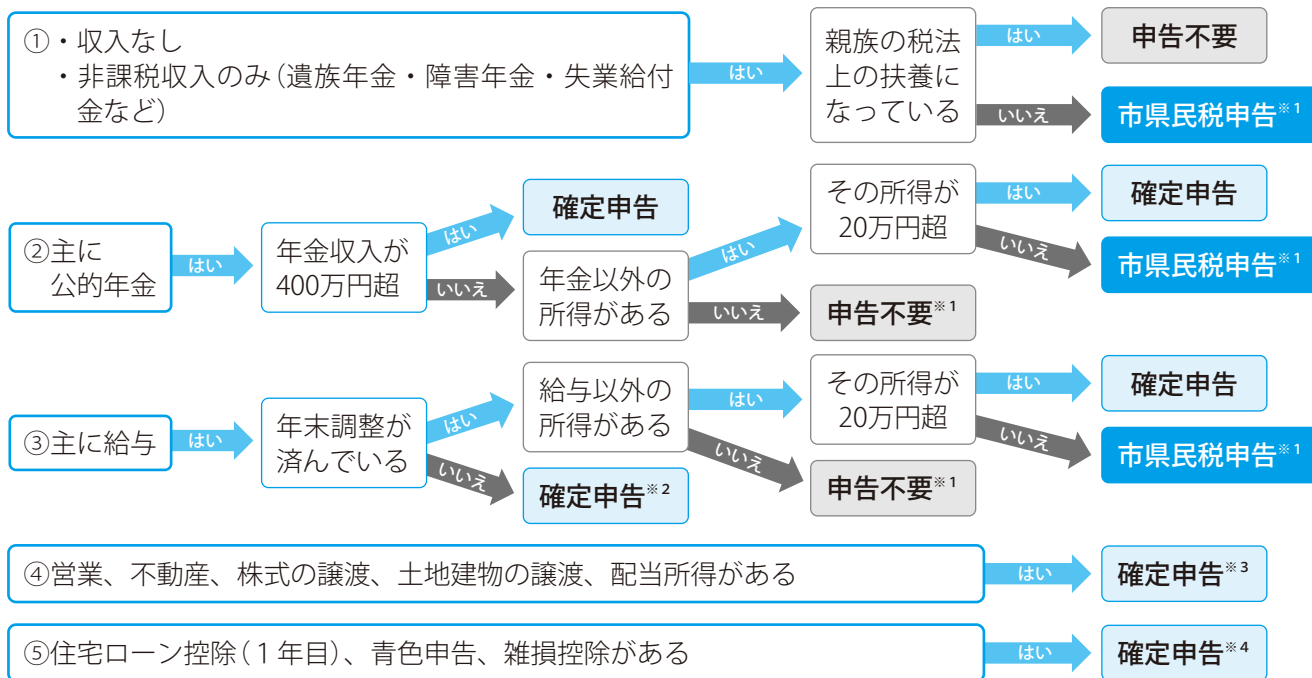
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付証明書、国民年金保険料の領収書など

□ 寄附金控除を受ける場合

寄附金受領書、領収書や証明書

申告は必要ですか(当てはまらない人はお問い合わせください)

→ はい → いいえ



※1 所得税の還付を受けるためには、上の表に関わらず確定申告が必要です。市県民税のみかかる人で、控除分(社会保険料、生命保険料、医療費、扶養など)を申告したい場合は、市県民税申告が必要です

※2 所得税がかからない場合は、**申告不要**です

※3 **久留米税務署**で申告してください。市の申告会場では受付できません。ただし、④で所得税がかからない人は**市県民税申告**となります

※4 **久留米税務署**で申告してください。市の申告会場では受付できません

税の社会保険料控除額を確認できます

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、所得税と市・県民税の申告の際、社会保険料控除の対象になります。

社会保険料控除は、申告者が本人または生計を一にする配偶者やその他の親族の社会保険料を納めた場合に適用されます。

控除対象 令和3年1月～令和3年12月に納めた保険税(料)

①特別徴収(年金から天引き)

公的年金等の源泉徴収票で確認。年金保険者が送付します

源泉徴収票の「社会保険料の額」欄には、年金から天引きされた各保険税(料)の合計が記載されています。確定申告書の「社会保険の種類」の欄には「源泉徴収票のとおり」と記入してください(まとめて記載可)。

※障害年金・遺族年金受給者には、「公的年金等の源泉徴収票」は送付されません。納付額の確認が必要な人は各担当課へお問い合わせください

※年金から天引きされた保険税(料)に還付金がある場合は、源泉徴収票の社会保険料控除の額から、還付済金額を差し引いて申告してください

②普通徴収(納付書・口座振替・スマートフォンアプリ)

納付証明書で確認。1月下旬ごろに、市の各担当課が送付します

証明書中の納付額は、納めた保険税(料)に還付金があった場合、還付済金額を差し引いた額を記載しています。

※口座振替は、令和2年度第6期(令和3年1月4日納期分)～令和3年度第5期(令和3年11月30日納期分)が対象です

①特別徴収(年金天引き)の場合

特別徴収された本人にのみ適用されます。

②普通徴収(納付書・口座振替・スマホアプリ)の場合

保険税(料)を納めた人に適用されます。

国民健康保険税

☑ 収納課収納係

介護保険料

☑ 長寿支援課介護保険係

後期高齢者医療保険料

☑ 国保年金課医療・年金係

☎ 72-2111